



議会の議決を経ずに行った小学校教師用指導書の 取得について

小学校教師用指導書の取得について、東海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要となる予定価格が2,000万円以上の動産の買入れに該当するものがあつたにもかかわらず、議決を経ずに取得していたことが判明しました。

■対象事案

小学校教師用指導書

① 令和2年度（2020年度）取得分

取得数量 1,671冊

取得金額 20,992,840円

② 令和6年度（2024年度）取得分

取得数量 1,667冊

取得金額 24,057,220円

■発覚の経緯

他自治体における同様の事案に関する報道を受けて確認したところ、本市においても、必要な議決を経ずに取得していたことが判明しました。

なお、他の契約も調査したところ、必要な議決を欠くものは確認できませんでした。

■今後の対応

本件事案について、令和6年第3回東海市議会定例会に、議会の追認を求める議案を提出いたします。

■再発防止

① 本件事案や議決に付さなければならない財産の取得基準について全庁に周知・共有を行い、適正な予算執行及び契約締結の事務の徹底に取り組みます。

② 予算編成過程において議決が必要となる案件を把握するなど、議決すべき案件を事前に確認するためのチェック体制を構築します。

問合せ	教育委員会学校教育課 担当：加古（かこ） 052-603-2211、0562-33-1111（内線 632）
-----	--